

② 皆さんの意見をお聞かせください ～パブリック・コメント手続き制度～

次の案件について、パブリック・コメントを行います。皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。「パブリック・コメント手続き制度」は、市の主要な施策や事業の立案を行う際に、素案を広く公開し、意見や情報をできる限り反映させる制度です。実施期間中は市ホームページ、市役所本所・各支所、各公民館、各図書館で素案を閲覧できます。（市ホームページ⇒「パブリック・コメント」で検索）

案件名 笠間市水道事業第2次基本計画（案）

案の趣旨

水道を取り巻く環境の変化のなか、現在抱えている課題や新たに生じている課題に柔軟に対応し、効率的かつ効果的な事業を実施するため、今後の事業経営の基本方針を定め、新たな基本計画の策定をする必要があります。

本計画は、笠間市水道事業における老朽化した施設及び耐震化計画による施設の更新や配水管網整備、更に自然環境に伴う取水量の減少および水質の変化を最重要課題とし、その他さまざまな課題に対する施策を体系的に整理し、それらの施策を長期的かつ総合的な観点から、効率的で効果的な事業計画の策定を目的とします。

意見の提出方法 窓口で直接または郵便、FAX、メールで提出してください（書式自由）。

※いただいたご意見は、市からの回答とともに笠間市ホームページに掲載します。

意見募集期間 9月12日（木）～10月1日（火）

提出先・問 水道課（内線 71200）〒309-1723 笠間市矢野下 750 FAX 0296-77-0583
メール info@city.kasama.lg.jp

③ 令和2年度設置予定の鳥獣被害防止施設および 緩衝帯整備の国の要望調査を行います

最近のイノシン等による農作物の被害状況から、鳥獣被害防止施設（電気柵や防護柵等）を地域で設置予定の農業者組織を対象に、購入費用の補助や緩衝帯整備（農地と山林の間の草刈り等）に対する補助を予定しています。

令和2年度に設置を検討されている方にご相談ください。

対象 （1）電気柵・防護柵等

（2）農地と山林等の間の緩衝帯の整備等

要件 ・農業者3戸以上の組織であること

・年間活動日の出納簿および活動内容を作成し報告すること。（5年間）

・緩衝帯整備事業については、笠間市で1件のみとなります。（事業費上限：200万円）

必要書類 見積書、設置場所の図面

補助額 10/10 以内（上限単価あり。審査により満額補助とならない場合や、補助対象とならない場合があります。）

申込方法 窓口で直接お申し込みください。

申込期限 9月26日（木）

申・問 農政課（内線 527）